

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	溝手 顕正（自民）	岸 信夫（自民）	津田 弥太郎（民主）
理事	椎名 一保（自民）	北川 イッセイ（自民）	白 真勲（民主）
理事	段本 幸男（自民）	小泉 昭男（自民）	広田 一（民主）
理事	林 芳正（自民）	末松 信介（自民）	前川 清成（民主）
理事	郡司 彰（民主）	中川 雅治（自民）	柳澤 光美（民主）
理事	藤原 正司（民主）	二之湯 智（自民）	谷合 正明（公明）
理事	山本 保（公明）	松村 祥史（自民）	鰐淵 洋子（公明）
阿部	正俊（自民）	島田 智哉子（民主）	
荻原	健司（自民）	榛葉 賀津也（民主）	

(18. 1. 24 現在)

庶務関係小委員（15名）

小委員長	阿部 正俊（自民）	中川 雅治（自民）	白 真勲（民主）
岸	信夫（自民）	林 芳正（自民）	藤原 正司（民主）
小泉	昭男（自民）	松村 祥史（自民）	前川 清成（民主）
椎名	一保（自民）	郡司 彰（民主）	谷合 正明（公明）
段本	幸男（自民）	島田 智哉子（民主）	山本 保（公明）

(召集日 現在)

図書館運営小委員（15名）

小委員長	榛葉 賀津也（民主）	末松 信介（自民）	津田 弥太郎（民主）
荻原	健司（自民）	段本 幸男（自民）	藤原 正司（民主）
岸	信夫（自民）	二之湯 智（自民）	柳澤 光美（民主）
北川	イッセイ（自民）	林 芳正（自民）	山本 保（公明）
椎名	一保（自民）	郡司 彰（民主）	鰐淵 洋子（公明）

(18. 3. 29 現在)

（1）審議概観

第164回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（議院運営委員長）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願31種類460件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査等〕

国会職員法の一部を改正する法律案は、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものであり、4月19日に全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

国会議員互助年金法を廃止する法律案は、国会議員互助年金法を廃止するとともに、

国會議員退職者に関する普通退職年金支給額の減額、現職国會議員に関する普通退職年金の額及び退職一時金の支給等について定めるものである。

本法律案は、1月31日に衆議院から提出、2月1日、本委員会に付託され、3日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成18年1月19日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
 - 一、参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成18年度予定経費要求及び平成17年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について決定した。
-

○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会10人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計30人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、元議員故小柳勇君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年1月24日（火）（第2回）

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月24日及び25日

ロ、時間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

二、順序 1民主党・新緑風会 2自由民主党 3公明党 4民主党・新緑風会
5自由民主党 6民主党・新緑風会 7日本共産党 8社会民主党・
護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年1月25日（水）（第3回）

一、財政金融委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、本会議における平成十六年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民主党・新緑風会20分、公明党10分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年2月3日（金）（第4回）

一、国会議員互助年金法を廃止する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員宮路和明君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第2号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主

一、元議員故二宮文造君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年2月10日（金）（第5回）

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、次の件について嘉数内閣府副大臣、山崎総務副大臣、赤羽財務副大臣、河本文部科学副大臣、赤松厚生労働副大臣及び松村国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

- ロ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
 - ハ、国地方係争処理委員会委員の任命同意に関する件
 - ニ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件
 - ホ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
 - ヘ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件
 - ト、運輸審議会委員の任命同意に関する件
- 一、国会議員として在職期間が25年に達した議員扇千景君を院議をもって表彰することに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月10日（金）（第6回）

- 一、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
 - 一、本会議における平成18年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月15日（水）（第7回）

- 一、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月17日（金）（第8回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月22日（水）（第9回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月27日（月）（第10回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月29日（水）（第11回）

一、法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年3月31日（金）（第12回）

一、新構想政治経済研究会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会議員の秘書の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月7日（金）（第13回）

一、次の件について鈴木内閣官房副長官、嘉数内閣府副大臣、山崎総務副大臣、赤羽財務副大臣、中野厚生労働副大臣及び松村国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意

を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、食品安全委員会委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

ニ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件

ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、運輸審議会委員の任命同意に関する件

チ、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件

一、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月10日（月）（第14回）

一、薬事法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月12日（水）（第15回）

一、学校教育法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月14日（金）（第16回）

一、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、住民基本台帳法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月19日（水）（第17回）

一、行政改革に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党16人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

一、国会職員法の一部を改正する法律案を委員会提出の法律案として提出することに決定した。

一、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月21日（金）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月24日（月）（第19回）

一、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会20分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月26日（水）（第20回）

一、水俣病公式確認五十年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議案（溝手顕正君外6名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年4月28日（金）（第21回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月10日（水）（第22回）

一、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法

律の一部を改正する等の法律案及び都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月12日（金）（第23回）

一、本会議における外務大臣の日米安全保障協議委員会出席報告及び防衛庁長官の在日米軍再編に係る日米協議に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党5分、民主党・新緑風会10分、公明党5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、消費者契約法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月17日（水）（第24回）

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員櫻井新君及び田名部匡省君を院議をもって表彰することに決定した。

一、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、地方自治法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月19日（金）（第25回）

一、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月22日（月）（第26回）

一、証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月24日（水）（第27回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月26日（金）（第28回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年5月31日（水）（第29回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分、公明党10分

口、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月2日（金）（第30回）

一、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

口、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月7日（水）（第31回）

一、元本院副議長故菅野久光君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、本会議において国際問題に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月9日（金）（第32回）

一、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件について嘉数内閣府副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

一、本会議において少子高齢社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月14日（水）（第33回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成18年6月16日（金）（第34回）

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成18年1月19日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 参議院の平成18年度予定経費要求及び平成17年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

図書館運営小委員会

○平成18年1月19日（木）（第163回国会閉会後第1回）

- 国立国会図書館の平成18年度予定経費要求及び平成17年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

○平成18年3月29日（水）（第1回）

- 次の件について協議決定した。
 - イ、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
 - ロ、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正に関する件

（3）議案の要旨

○成立した議案

国会職員法の一部を改正する法律案（參第8号）

【要旨】

本法律案は、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の例により、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させようとするものである。

国会議員互助年金法を廃止する法律案（衆第2号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会議員互助年金法の廃止

国会議員互助年金法を廃止すること。

二、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行すること。ただし、三の3及び四の1ロについては、同年7月1日から施行すること。

三、退職者に関する経過措置

- 1 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に互助年金又は互助一時金を受ける権利についての裁定を受けた者等に係る当該互助年金（この法律の施行の際現に国会議員である者に係る普通退職年金を除く。）又は互助一時金については、この法律による廃止前の国会議員互助年金法（以下「旧法」という。）の規定は、なおその効力を有すること。

- 2 普通退職年金の年額は、これを受給する者のうち、その年額の計算の基礎となる議員の歳費年額の12分の1に相当する金額が、88万円の者については100分の96、96万9,000円の者については100分の93、98万9,000円の者については100分の92、103万円の者については100分の90を、それぞれその者の旧法により計算された金額に乘じて得た金額とすること。
- 3 普通退職年金と前年の互助年金外所得の合計額が700万円を超える場合は、当該超える金額の2分の1に相当する金額の普通退職年金の支給を停止すること（停止する金額が普通退職年金の年額を超えることとなる場合は、当該普通退職年金は、支給しないこと。）。

四、現職国會議員等に関する経過措置

1 普通退職年金の支給

- イ 施行日の前日までの在職期間が10年以上である現職の国會議員が退職したときは、その者に普通退職年金を支給すること。この場合において、普通退職年金の年額は、施行日前の在職年数について旧法により計算された金額に100分の85を乗じて得た金額とすること。
ロ イの普通退職年金についても三の3と同様の高額停止措置を講ずること。
- 2 普通退職年金を受ける者が死亡したとき又は1イの普通退職年金を受ける権利を有する国會議員が在職中死亡したときは、その者の遺族に、遺族扶助年金を支給すること。
- 3 この法律の施行の際現に国會議員である者が退職したときは、その者に退職一時金を支給すること。この場合において、退職一時金の額は、その者が旧法第23条第1項の規定により国庫に納付した納付金の総額の100分の80に相当する金額（過去に普通退職年金又は退職一時金を受けた場合は、その合計額を控除した金額）とすること。
- 4 1イの普通退職年金を受ける権利を有する者が3の退職一時金を受ける権利の裁定を請求したときは、当該普通退職年金を受ける権利は、消滅すること。1イの普通退職年金を受ける権利を有する者がその権利の裁定を請求したときは、3の退職一時金を受ける権利は、消滅すること。

五、その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。